

令和元年度第2回 千葉県情報公開推進会議

会議次第

日時：令和2年2月19日（水）

午後1時30分から

場所：千葉県庁中庁舎1階

総務部審査情報課委員会室

第1部（公開・傍聴可）

1 開会

2 議題

- (1) 千葉県情報公開推進会議の平成30年度活動実績等について（報告）
- (2) 情報公開制度の運営の改善に関する意見書について

(10分～15分程度の休憩)

第2部（非公開）

1 議題

苦情調査結果の検討について（平成30年度苦情事案12外7件）

2 閉会



千葉県情報公開推進会議委員名簿

委嘱期間：令和元年7月7日から令和3年7月6日まで（2年間）

委員の区分		委 員	
		氏 名	役 職 名
学 識 経 験 者	大 学 教 授	まつむら まさお 松村 雅生	日本大学大学院 法務研究科客員教授
	弁 護 士	すえよし とわ 末吉 永久	弁護士
	弁 護 士	たなか だいすけ 田中 大介	弁護士 千葉県弁護士会副会長
住 民 の 代 表 者	経 営 者 団 体	いっぼうし まさみ 一法師 雅巳	千葉県商工会連合会 専務理事
	教 育 関 係 団 体	おかべ しげゆき 岡部 成行	千葉県PTA連絡協議会 会長
	環 境 団 体	おくら ひさこ 小倉 久子	環境パートナーシップちば 理事
	福 祉 団 体	たみうち じゅんこ 民内 順子	中核地域生活支援センター ひだまりセンター長

(敬称略)



**令和元年度第2回 千葉県情報公開推進会議
会議資料**

令和2年2月19日



○ 千葉県情報公開推進会議の活動実績について

1 平成30年度の活動実績

情報公開推進会議では、情報公開制度の運営の改善について調査審議するとともに、開示請求者等から申出のあった苦情の調査結果の検討などを行っている。

(1) 会議（公開）の開催状況

ア 平成30年度第2回会議（平成30年11月19日）

(ア) 千葉県情報公開推進会議の平成29年度の活動実績及び情報提供の状況について説明があり、質疑があった。

(イ) 情報公開制度の運営の改善に関する意見書について説明があり、質疑及び意見があった。

(2) 会議（非公開）の開催状況

ア 平成30年度の苦情の調査結果の検討状況について

平成30年度は、27件（申出実人数2名）の苦情申出があり、実施機関に是正を求めた事案は10件（苦情事案2～4及び14～20）であった。

・第1回会議（平成30年7月13日）6件審議（平成29年度苦情事案10、11、平成30年度苦情事案1～4）

・第2回会議（平成30年11月19日）4件審議（苦情事案5～8）

・第3回会議（平成31年3月6日）5件審議（苦情事案5、6及び9～11）

参考：令和元年度第1回会議（令和元年8月30日）8件審議
平成30年度申出分（苦情事案14～20及び26）

イ 平成30年度に提出された苦情の検討結果について

苦情処理の検討の結果、実施機関に対し改善の必要が認められる以下の10件について、是正等に関する意見を通知した。

- ・苦情事案2及び3 : 決定通知書の送付の遅延
- ・苦情事案4 : 千葉県情報公開審査会への諮問及び審査請求人への諮問通知の遅延
- ・苦情事案14及び16 : 諮問通知書の「行政文書の件名又は内容」欄に決定理由を記載したこと及び情報公開審査会への諮問の遅延
- ・苦情事案15及び17 : 情報公開審査会への諮問の遅延
- ・苦情事案18～20 : 異議申立てに対する決定の遅延

【参考】苦情処理状況（件）

年度 処理結果	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
	実施機関に是正を求めた事案	1	6	5	7	6	5	0	2	1	4	7
実施機関の対応に不適切な点が多かった事案	12	19	4	9	16	10	15	4	16	5	3	4
行政不服審査法など他制度により処理されるべき事案	2	0	0	0	3	3	2	0	3	5	1	5
取下げの事案	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
処理中の事案	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
年度別苦情件数	16	25	9	16	25	19	17	6	20	14	11	27
（申出実人数）名	(2)	(2)	(6)	(2)	(2)	(2)	(1)	(2)	(2)	(3)	(3)	(2)

開示請求等運用状況について

1 本県の情報公開制度の沿革について

年 月	事 項	説 明
S 6 3. 1 0	千葉県公文書公開条例の施行	対象を公文書（決裁・供覧文書）として公開制度を立上げ
H 1 0. 4	特例条例の施行	千葉県公文書公開条例の非公開条項に対して、実施機関の職員の職・氏名や食糧費の支出に伴う懇談会等の出席者の所属・職・氏名並びに食糧費及びタクシー借上料の債権者の名称等を特例として公開する。
H 1 3. 4	千葉県情報公開条例の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本理念として「知る権利」「説明する責務」を明記 ・ 対象文書を組織共用文書（電磁的記録を含む。）に拡大 ・ 実施機関に公安委員会及び警察本部長を加えた（施行はH 1 4. 4） ・ 「適正請求」の責務に加え、併せて「請求権の濫用禁止」の規定を置いた。 ・ 請求権者を拡大し、実質的に誰でも開示請求できることとした。 ・ 出資法人の情報公開を規定（H 1 4. 4 各出資法人において制度立上げ。）
	行政資料有償頒布実施要綱の施行	県が作成した行政資料を希望者に有償で頒布する制度の立上げ
	県政情報の公表に関する要綱の施行	県の主要会議や主要事業の状況を初めとした県政情報を県民に公表する制度の立上げ
H 1 3. 6	知事等の交際費の支出に係る情報の公表に関する要綱の制定	知事、副知事、出納長の交際費の支出に係る情報の公表の実施
H 1 4. 4	千葉県議会情報公開条例の施行	千葉県議会に係る情報公開制度を立上げ
H 1 7. 4	千葉県情報公開条例の改正 特例条例の廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報公開推進会議の設置 ・ 開示請求対象文書の拡大 ・ 審議会等の会議の公開 ・ 特例条例の廃止及びこれに伴う情報公開条例の関係規定の改正 ・ 審査会委員の守秘義務違反に係る罰則の改正

年 月	事 項	説 明
H28. 4	千葉県情報公開条例の改正	・行政不服審査法の改正に伴う規定の整備 ・審理員制度の適用を除外
	工事等の金額入り設計書等の写しの交付に関する要領の制定	工事等の金額入り設計書について、行政文書開示請求に拠らず、より簡便な方法で提供する制度の立上げ
H30. 4	千葉県情報公開条例の改正	不開示条項「個人に関する情報」の規定における「その他の記述等」の明確化

2 請求の状況

(1) 請求(申出)の状況

年度	28	29	30
請求件数(うち申出)	1,095(0)	1,171(1)	910(4)
決定件数	9,311	11,156	9,821

※申出とは、千葉県情報公開条例の開示請求権者以外のものから任意的な開示を求められた場合によるもの。

※請求件数とは、提出された行政文書開示請求書等の件数である。

※決定件数とは、行政文書開示請求等に対して決定された文書の件数である。

※平成30年度統計結果より、決定件数に取下げは含めていません。

(2) 実施機関別決定件数

年度		28	29	30
知事部局	件数	4,090	6,424	7,116
	割合	43.9%	57.6%	72.5%
教育委員会	件数	3,946	2,955	1,869
	割合	42.4%	26.5%	19.0%
選挙管理委員会	件数	43	29	146
	割合	0.5%	0.3%	1.5%
監査委員	件数	60	7	29
	割合	0.6%	0.1%	0.3%
人事委員会	件数	5	3	2
	割合	0.1%	0.0%	0.0%
企業土地管理局	件数	39	176	43
	割合	0.4%	1.5%	0.4%
その他	件数	1,128	1,562	616
	割合	12.1%	14.0%	6.3%
合計	件数	9,311	11,156	9,821
	割合	100%	100%	100%

※平成30年度統計結果より、決定件数に取下げは含めていません。

(3) 請求の処理状況

年度		合計	開示	部分開示	不開示	取下げ
28	件数	9,311	3,254	5,244	753	60
	割合	100%	34.9%	56.3%	8.1%	0.7%
29	件数	11,156	4,315	5,921	870	50
	割合	100%	38.7%	53.1%	7.8%	0.4%
30	件数	9,821	3,549	5,891	381	47
	割合	100%	36.1%	60.0%	3.9%	0.5%

※平成30年度統計結果より、決定件数に取下げは含めていません。

(4) 決定件数の各県比較

年度	28	29	30
千葉県	9,311	11,156	9,821
茨城県	5,066	5,555	5,898
栃木県	12,408	13,346	18,251
群馬県	4,616	6,977	6,217
埼玉県	5,803	5,237	5,541
東京都	10,771	11,858	11,374
神奈川県	9,251	8,558	6,011

※東京都は処分件数を1件として計上している。

※千葉県は平成30年度統計結果より、決定件数に取下げは含めていません。

3 不服申立ての状況

(1) 不服申立ての状況

(件)

年度	26	27	28	29	30
知事部局	14	22	8	57	83
教育委員会	6	132	163	10	38
その他	6	19	23	25	10
合計	26	173	194	92	131

(2) 不服申立ての処理状況

(件)

年度	前年度 未処理	新規 申立て	裁決・決定等					年度末 未処理
			認容	一部認容	棄却	却下	取下げ	
平成30年度	445	131	1	18	4	15	2	536
			40					

本県の県政情報の公表状況について

県民に対する説明責任を全うし、開かれた県政を実現していくためには、開示請求によるまでもなく、県政に関する情報を県民がいつでも見られるようにしておくことが大切である。

そして、大量請求等の問題を経験した本県においては、情報提供を推進することは開示請求制度の円滑な運用のためにも有効な施策であると考えられることから、情報提供施策の一層の推進に取り組む必要がある。

1 県政情報の公表について

県の基本計画、主要事業の状況、県民生活の安全と密接に関係する情報などを県民に積極的に公表するため、「県政情報の公表に関する要綱」を制定し、千葉県文書館において公開している。

平成30年度の公表資料件数は、2,224件となっている。

主なものとしては、

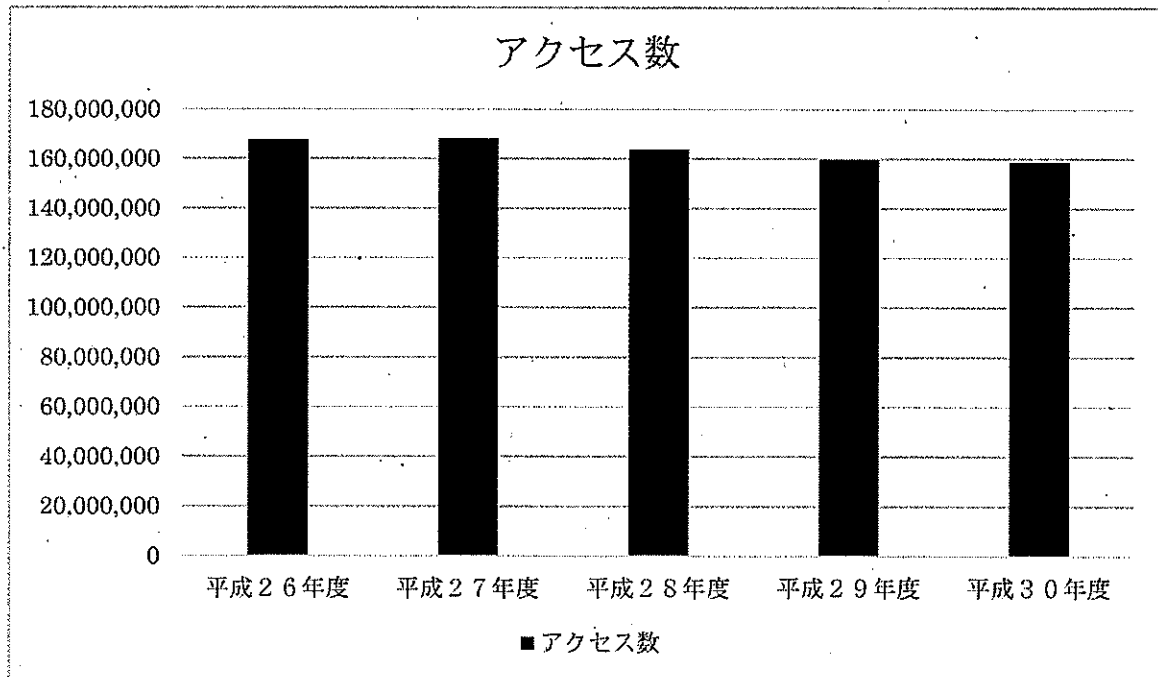
「千葉県内における熱中症による救急搬送状況について」「毎月勤労統計調査地方調査結果月報」「千葉県毎月常住人口調査月報」「千葉県鉱工業指数月報」などである。

県政への透明性を高めるため、重要施策の情報発信やパブリックコメントを通じた積極的な公開のほかにも、徹底した情報公開を進め、県民への説明責任を果たしていくこととしている。

※千葉県ホームページ

千葉県では、重要な媒体であるインターネットによる情報の公表として、千葉県ホームページを平成8年5月に開設している。

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
アクセス数	167,540,187	168,076,979	163,748,326	159,750,852	158,749,306



2 行政資料有償頒布について

「行政資料有償頒布実施要綱」を制定し、県の作成する行政資料を文書館で一般県民向けに販売している。

平成30年度の頒布状況は、432種類の行政資料を販売した。

主なものとしては、「千葉県職員録（平成30年5月1日）」「公用文作成の手引（第六次改訂版）」「平成30年版 千葉県環境白書」などである。

平成30年度の主な公表情報

実施機関又は部局	公表件数	主な公表資料の名称（文書館行政資料室における公表）
総務部	220	知事等交際費執行状況
		千葉県個人情報保護審議会の会議結果
		千葉県行政不服審査会の会議結果
総合企画部	180	千葉県鉱工業指数月報
		千葉県毎月常住人口調査月報
		毎月勤労統計調査地方調査結果月報
健康福祉部	231	食中毒の発生について
		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく感染症発生概要の定例報告について
		感染症予防のための情報提供について
環境生活部	245	光化学スモッグ注意報等の発令・解除状況
		廃棄物処理法に基づく行政処分について
		千葉県環境影響評価委員会の開催について
商工労働部	129	2018年千葉県観光情報
		千葉県企業誘致セミナー2018の開催について
		房総とりっぶガイド ちばnote
農林水産部	133	ちばが旬！販売促進月間について
		台風第12号の影響による農林水産業への被害について
		台風第24号の影響による農林水産業への被害について
県土整備部	197	グレーチング盗難の発生について
		千葉県土砂災害警戒情報
防災危機管理部	207	千葉県内における熱中症による救急搬送状況について
		雪に起因する救急業務の実施状況報告について
水道局	26	平成30年度発注見通しに関する事項の公表
企業土地管理局	11	「造成土地管理事業」の平成31年度当初予算案の概要について
病院局	13	千葉県がんセンターの「がん治療と緩和ケアが統合されたESMO指定センター」の認定について
教育庁	442	千葉県教育委員会会議（定例会）議事録
		JOCオリンピック教室の開催について
警察本部	52	自転車盗多発駐輪場 平成30年上半期
		ひったくりの現状
人事委員会外	138	平成30年度千葉県職員採用上級試験等の実施について
計	2,224	

(平成31年3月31日現在)

主な有償頒布行政資料

平成30年度(平成31年3月31日末現在販売部数の多いもの)

	行政資料名	作成課	販売部数
1	千葉県職員録(平成30年5月1日)	総務課	8,621 (33)
2	公用文作成の手引(第六次改訂版)	政策法務課	1,543 (49)
3	平成30年版 千葉県環境白書	環境政策課	281 (0)
3	平成30年版 千葉県環境白書 (資料編)	環境政策課	281 (0)
5	千葉県農林水産業の動向 [平成30年度版]	農林水産政策課	214 (0)
6	平成30年 職員の給与等に関する報告及び勧告	人事委員会任用課	143 (0)
7	千葉県病院名簿(平成30年4月1日現在)	医療整備課	108 (0)
8	平成29年版 千葉県環境白書	環境政策課	97 (0)
9	防災誌「元禄地震」	消防地震防災課	95 (1)
10	防災誌「関東大震災」	消防地震防災課	94 (1)
10	平成29年版 千葉県環境白書 (資料編)	環境政策課	94 (0)
	その他		1,178 (20)
合計		432種類	12,749 (104)
※販売部数欄の()書の外数は地域振興事務所等分		販売額 4,805,190円 (ほか地域振興事務所分76,960円)	

主な有償頒布行政資料

平成29年度(平成30年3月31日末現在販売部数の多いもの)

	行政資料名	作成課	販売部数
1	千葉県職員録(平成29年5月1日)	総務課	8,978 (38)
2	公用文作成の手引(第六次改訂版)	政策法務課	1,935 (37)
3	平成29年版 千葉県環境白書	環境政策課	201 (0)
3	平成29年版 千葉県環境白書(資料編)	環境政策課	201 (0)
5	平成29年 職員の給与等に関する報告及び勧告	人事委員会任用課	164 (0)
6	千葉県病院名簿(平成29年4月1日現在)	医療整備課	79 (0)
7	開発許可制度の解説(都市計画法編)	都市計画課	64 (1)
8	防災誌「関東大震災」	消防地震防災課	54 (2)
9	開発許可制度の解説(宅地造成等規制法編・宅地開発事業の基準に関する条例編)	都市計画課	53 (1)
10	防災誌「元禄地震」	消防地震防災課	46 (2)
10	千葉県診療所名簿 一般診療所(平成28年6月1日現在)	医療整備課	46 (0)
	その他		1,072 (34)
合計		419種類	12,893 (115)
※販売部数欄の()書の外数は地域振興事務所等分		販売額 4,666,610円 (ほか地域振興事務所分81,950円)	

情報公開制度の運営の改善に関する意見書について



別記
第1号様式(第4条)

情報公開制度の運営の改善に関する意見書

平成31年2月18日

千葉県情報公開推進会議
会長

様

郵便番号

住所

氏名

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

連絡先電話番号

担当者名

(法人その他の団体の場合に記載してください。)

千葉県情報公開条例第27条の2第2項

千葉県議会情報公開条例第28条の2第2項 の規定により、次のとおり情報公開
制度の運営の改善に関する意見を述べます。 ※いずれかにレ印を付してください。

意見の内容	<p>現在、千葉県情報公開条例第27条の2第2項又は千葉県議会情報公開条例第28条の2第2項の規定により情報公開制度の運営の改善に関する意見を述べても、千葉県情報公開条例第27条の2第3項又は千葉県議会情報公開条例第28条の2第3項の規定により情報公開事務に係る苦情を申し出た場合と違って、提出者に個別に回答が届かないものとなっている。意見に対する判断は、貴推進会議事務局職員によると、議事録として公表することによって明らかにすることになっているとされている。</p> <p>しかし、前回の貴推進会議の開催から相当期間が経過しても、当該議事録が公表されていない。</p> <p>さらに、貴推進会議の当該審議部分が公開で行われたにもかかわらず、提出者本人が同会議の開催後に問い合わせたときに、貴推進会議事務局職員からは回答できないとの話があった。</p> <p>したがって、改善の意見についても、苦情申し出と同様に、その提出者本人に個別に回答すべきであり、それができなければ、議事録としての公表に係る標準処理期間を1週間程度に設定して公にしておくべきである。いずれにせよ、提出者本人が同会議の開催後に問い合わせたときには具体的な判断の内容を回答すべきである。</p> <p>このような改善を行うことこそが、千葉県情報公開条例前文、1条、3条、同条例全体の精神、千葉県議会情報公開条例前文、1条、3条、同条例全体の精神に合致するものと言うべきである。</p> <p>以上以下余白</p>
-------	---



別記

第1号様式(第4条)

情報公開制度の運営の改善に関する意見書

平成31年4月18日

千葉県情報公開推進会議
会長

様

郵便番号

住所

氏名

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

連絡先電話番号

担当者名

(法人その他の団体の場合に記載してください。)

千葉県情報公開条例第27条の2第2項

千葉県議会情報公開条例第28条の2第2項 の規定により、次のとおり情報公開
制度の運営の改善に関する意見を述べます。 ※いずれかにレ印を付してください。

意見の内容	<p>現在、千葉県情報公開条例又は千葉県議会情報公開条例に基づ く処分又は不作為に係る審査請求において、行政不服審査法に基 づく審理手続の併合を審査請求人に通知することには、標準処理 期間が設定されておらず、著しい遅延があったとしても報告がな されていない。なお、その具体的な事案については苦情申し出も している。</p> <p>したがって、上記併合通知についても、標準処理期間を設定し たうえで、標準処理期間を超過した場合には、他の場合と同様に 、理由や事案を報告することとして公表すべきである。</p> <p>このような改善を行うことこそが、千葉県情報公開条例前文、 1条、3条、同条例全体の精神、千葉県議会情報公開条例前文、1 条、3条、同条例全体の精神に合致するものと言うべきである。</p> <p>以上以下余白</p>
-------	--



別記
第1号様式(第4条)

情報公開制度の運営の改善に関する意見書

令和元年6月12日

千葉県情報公開推進会議
会長 様

郵便番号
住所
氏名

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
連絡先電話番号

担当者名
(法人その他の団体の場合に記載してください。)

☑千葉県情報公開条例第27条の2第2項
☑千葉県議会情報公開条例第28条の2第2項 の規定により、次のとおり情報公開
制度の運営の改善に関する意見を述べます。 ※いずれかにレ印を付してください。

意見の内容	<p>現在、千葉県では、各規程により、財務会計書類は、多くが「収入及び支出の証拠書類その他の財務会計に関するもの」として、5年の保存期間しか有していない。</p> <p>公文書等の管理に関する法律(以下、公文書管理法と言う)34条により「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。」と規定し地方公共団体の文書管理を規定している。公文書管理法は第二章 行政文書の管理 第一節 文書の作成 4条により、「行政機関の職員は、第一条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。」と規定している。</p> <p>これらに鑑みると、「収入及び支出の証拠書類その他の財務会計に関するもの」を保存期間5年とすることは、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるようにするという公文書管理及び県民一人ひとりが県政に関する情報を適正に評価し、的確な意見を形成することが可能となるよう、県の保有する情報を広く県民に公開していき、県の保有する情報の一層の公開を促進し、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政の公正な運営の確保と県民参加による行政の一層の推進を図るとい情報公開の制度(千葉県情報公開条例の前文及び1条)を否定する行政作用に他ならない。</p>
-------	---



財務会計書類の保存期間を5年としていることは、財務会計上の行為に係る債権が公法上の権利であるとして5年の消滅時効を有していることが念頭に置かれているものと思料されるが、千葉県における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに千葉県の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるようにするという公文書管理の精神からしても、真正なる事実に係る不当利得返還請求権は私法上の権利であるとして10年の消滅時効を有していること、真正なる事実に係る債務不履行に基づく損害賠償請求権は私法上の権利であるとして10年（改正民法では債権者が権利を行使することができることを知ったときから5年）の消滅時効を有していること、真正なる事実に係る不法行為に基づく損害賠償請求権は私法上の権利であるとして20年の除斥期間（改正民法では不法行為の時から20年の消滅時効）を有していること、さらに、第二の恣る事実に係る債権は公法上の権利であるとして5年の消滅時効を有していることから、少なくとも、25年は保存すべきであるところ、保存期間を定めた各規程の別表には25年の項目がないことから、25年を超え、かつ、これに最も近い保存期間である30年を保存期間とすべきである。このような改善を行うことこそが、千葉県情報公開条例前文、1条、3条、同条例全体の精神、千葉県議会情報公開条例前文、1条、3条、同条例全体の精神に合致するものと言うべきである。

以上以下余白

別記

第1号様式(第4条)

情報公開制度の運営の改善に関する意見書

令和元年6月27日

千葉県情報公開推進会議

会長

様

郵便番号

住所

氏名

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

連絡先電話番号

担当者名

(法人その他の団体の場合に記載してください。)

☑千葉県情報公開条例第27条の2第2項

☑千葉県議会情報公開条例第28条の2第2項の規定により、次のとおり情報公開制度の運営の改善に関する意見を述べます。 ※いずれかにレ印を付してください。

意見の内容	<p>平成28年1月24日付け情報公開制度の運営の改善に関する意見書で理由説明書(現在の弁明書に相当するもの)の作成者の氏名と職名とを明記すべきであるとの意見を述べ、平成30年10月4日付け情報公開事務に係る苦情の申出書で弁明書の虚偽記載について苦情を述べた。しかし、両方とも、提出者の提出した書面の記載を誤解ないし曲解されたいうえで審議が進行し、改善を求めたことにかえって改悪され、また、苦情を入れた者がおかしいかのような内容を公表された。</p> <p>今後、このようなことがないよう、改善を求めたことにつき改悪してはならないようにすべきであるとともに、明らかに意図的な誤解釈をすることがないようにすべきである。意見や苦情を認めたくないのであれば、申出人を貶めることで処理するのではなく、真摯に反省すべきである。</p> <p>そもそも、アメリカ合衆国では情報公開の担当者の氏名と職名は署名されている。それに倣うべきであるという意見であった。当然、貴会議委員は、そのような実情を知悉していることを前提に意見書を作成したのである。さらに言えば、理由説明書や弁明書は、実際には、実施機関の長が作成しているのではなく、担当職員が作成しているから、その作成者を氏名及び職名で表示すべきである。その件の意見書の意味も誤解ないし曲解されたいうえで審議が集結したのであるから、正しい意味で解釈したうえで、決して改めてではなく、最初の審議をされたい。</p> <p>今後、このような事態になることを回避するためにも、意見書であれ、苦情申出書であれ、提出者の口頭意見陳述、提出後のさらなる書面の提出(現在は貴会議から要請された場合にしか提出できない)、提出者が貴会議の判断に対する不服申立てをすることができるようになるべきである。また、現在非公開で行われてい</p>
-------	--



る苦情申立ての審議には、申立人も傍聴ないし参加できるようにすべきである。

そして、意見を認めて改善すべきであるとした佐野委員を委員として再任しなかったことは、情報公開を改善すべきという意見を情報公開業務に反映すべきとした委員をやめさせたものというべきであり、このような措置をすべきではないし、再任すべきである。

このような改善を行うことこそが、千葉県情報公開条例前文、1条、3条、同条例全体の精神、千葉県議会情報公開条例前文、1条、3条、同条例全体の精神に合致するものと言うべきである。

以上以下余白

別記

第1号様式(第4条)

情報公開制度の運営の改善に関する意見書

令和元年9月6日

千葉県情報公開推進会議
会長

様

郵便番号

住所

氏名

[法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名]

連絡先電話番号

担当者名

(法人その他の団体の場合に記載してください。)

千葉県情報公開条例第27条の2第2項

千葉県議会情報公開条例第28条の2第2項 の規定により、次のとおり情報公開
制度の運営の改善に関する意見を述べます。 ※いずれかにレ印を付してください。

意見の内容	<p>従前、開示実施時に立ち合いをした各開示等決定の担当職員や審査情報課職員の話では、千葉県情報公開条例に基づく開示請求であれ、千葉県議会情報公開条例に基づく開示請求であれ、千葉県個人情報保護条例に基づく開示請求であれ、職員が職務上使用している電子メールを一律で請求対象として扱っておらず、除外しているとのことである。その理由としては、職員が異動すれば職員と一緒に電子メールも移動するからだとのことであった。ただし、それらを印刷したものがファイルに綴じてあればそれを特定はしているとのことではあった。</p> <p>しかし、電子メールを印刷したうえでファイルに綴じていない場合であっても、職員のプライベートのPCや携帯電話の電子メールならばともかく、職員が職務上使用している電子メールは電磁的記録として行政文書に該当するものであるから、現在の運用を改めて、職員が職務上使用している電子メールも請求対象に含めて特定したうえで開示等決定を行うようにすべきである。</p>
-------	---

以上



別記

第1号様式(第4条)

情報公開制度の運営の改善に関する意見書

令和元年9月6日

千葉県情報公開推進会議
会長

様

郵便番号

住所

氏名

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

連絡先電話番号

担当者名

(法人その他の団体の場合に記載してください。)

☑千葉県情報公開条例第27条の2第2項

☑千葉県議会情報公開条例第28条の2第2項 の規定により、次のとおり情報公開
制度の運営の改善に関する意見を述べます。 ※いずれかにレ印を付してください。

意見の内容	<p>千葉県情報公開条例に基づく開示請求であれ、千葉県議会情報公開条例に基づく開示請求であれ、千葉県個人情報保護条例に基づく開示請求であれ、通知書に示されたもののうち、全部ではなく、一部を郵送してもらう(送付を受ける)場合、審査情報課の方で間違いがあつてはいけないという理由で、直接、来庁のうえで、その際に交付を受けるなり、請求者が閲覧して請求者で選別したうえで送付してもらうものを決めるなりするというにされてしまっている。</p> <p>しかし、「どれでもいいから一部送ってほしい」だとか、「一部と言ったら一部、それ以上は答えない」だとか、「私が欲しがりそうなものだけ」といった客観的に特定が困難ないし不可能な場合ならばともかく、請求者がどの一部の送付を希望せず、どの一部の送付を希望しているのかを明確にすることによって、審査情報課や千葉県警察本部情報公開・個人情報センターや出先機関の担当職員が合理的な努力(開示文書や通知書を閲覧・照合したり、担当課に照会したりすること等)により客観的に特定することが可能である。</p> <p>原状では、郵送により、全部の開示は受けられても、一部のみの開示が受けられないことになってしまっている。</p> <p>郵送で受け取りができるという趣旨は、交付の方法として来庁して受け取るという方法のみであると、請求者が開庁時間中に窓口に行って交付手続きを取らなければならないという負担が相当なものであることから、請求者に対する配慮と負担軽減であるといふことができる。</p> <p>したがって、上述のような客観的に特定することが可能である場合には、間違いがないよう注意したうえで、一部を郵送してもらう(送付を受ける)ことができるようにすべきである。なお、</p>
-------	--



警察と公安委員会は審査情報課とは窓口が異なるが前記と同様にすべきであり、また、総合窓口を経由せず、出先機関に直接、請求する場合も同様にするべきである。

以上